

# 令和2年度 保険料率について



広報部鳥 けんぼん  
©2018 協会けんぽ大阪支部

I	令和2年度保険料率に関するこれまでの論点経過について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.2
	1 論点について（令和元年9月10日 運営委員会）	
	2 支部評議会の意見（令和元年10月）	
	3 これまでの主な運営委員の意見（令和元年11月22日 運営委員会）	
	4 インセンティブ制度の評価指標について（令和元年11月22日 運営委員会）	
	5 協会としての対応（令和2年1月9日 支部長会議）	
II	協会けんぽの収支見込（医療分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.10
III	健康保険料率の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.11
IV	令和2年度大阪支部保険料率の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・	P.16
V	介護保険の令和2年度保険料率について・・・・・・・・・・・・・・・・	P.18
VI	令和2年度健康保険料率および介護保険料率の変更が及ぼす影響額について・・・・・・・・	P.20
VII	令和2年度保険料率改定に係る今後のスケジュール（予定）と実務上の手続き・・・・・・・・	P.21
VIII	令和2年度保険料率改定に係る広報スケジュール・・・・・・・・	P.22
IX	インセンティブ制度に係る平成30年度実績【確定値】について・・・・・・・・	P.23

## 1. 平均保険料率

### ≪現状・課題≫

- ✓ 協会けんぽの平成30年度決算は、収入が10兆3,461億円、支出が9兆7,513億円、収支差は5,948億円となり、準備金残高は2兆8,521億円で給付費等の3.8か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことの効果に加え、診療報酬のマイナス改定や制度改正の影響（退職者医療制度の廃止）等により一時的に支出が抑制されたことなどによるものと考えられる。
- ✓ 一方、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の観点などから、今後も予断を許さない状況にある。
  - ・高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、後期高齢者が急増するため、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
  - ・高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載が増加していくと見込まれること。
  - ・平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化しており、賃金の動向も不透明であること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、今回も5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

### 【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和2年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。
- ※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

## 2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

### 《現状・課題》

- ✓ これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成31年度の激変緩和率は8.6/10。政令で定められた激変緩和措置の解消期限は、「令和2年3月31日」（令和元年度末）とされていることから、令和2年度の拡大率は1.4となり、解消期限どおりに激変緩和措置が終了となる。これにより、令和2年度以降の都道府県単位保険料率には、激変緩和措置が適用されないこととなる。
- ✓ 一方、平成30年度から本格実施しているインセンティブ制度については、平成30年度の実施結果が、令和2年度の都道府県単位保険料率に反映されることとなる。

### 【論点】

- 激変緩和措置について、政令で定められた解消期限（令和元年度末）までに終了できるよう、計画的に解消を進めてきたところであり、解消期限どおりに終了し、令和2年度は激変緩和措置を講じないことでよいか。
- インセンティブ制度について、本年11月に開催する運営委員会において、平成30年度実績の確定値を示し、当該実績に基づく評価が上位23位に該当する支部に対して、支部ごとの評価に応じた報奨金を付与することにより、保険料率の引下げを行うことでよいか。

## 3. 保険料率の変更時期

### 《現状・課題》

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

### 【論点】

- 令和2年度保険料率の変更時期について、令和2年4月納付分（3月分）からよいか。

## I-2 令和2年度保険料率に関する支部評議会における主な意見（令和元年10月）

令和元年10月に開催した各支部の評議会での意見については、昨年と同様、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし	13 支部（9 支部）	※（ ）は昨年の支部数
意見書の提出あり	34 支部（38 支部）	
① 平均保険料率 10%を維持するべきという支部	21 支部（18 支部）	
② ①と③の両方の意見のある支部	7 支部（13 支部）	大阪支部
③ 引き下げるべきという支部	2 支部（6 支部）	
④ その他（平均保険料率に対しての明確な意見なし）	4 支部（1 支部）	

※ 激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期についても、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

## 1. 平均保険料率

- 当組織にて支部評議員の意見を聴取したが、理事長の中長期的な立ち位置や様々なデータによる中長期的な料率に対する考え方が浸透してきており、全員が料率維持との意見であった。今後の健全な運営のため、料率を維持する方向で検討いただきたい。
- 協会けんぽはセーフティネットの役割があり、これは協会けんぽの重要な役割である。健保組合の解散後は、協会で受け入れることになるので、今後できるだけ限定的な運用をする必要があると感じる。
- 支部の意見の大半が維持となったことは、本部の中長期的な立ち位置との考えが浸透し、支部からも評議員に対して丁寧に説明された結果だと思う。これだけ維持という意見が出ているので、その意見を尊重すべきである。また、評議会意見にもあるが、準備金を有効に活用し将来的なコスト削減に結びつけることが大事である。
- 支部の意見は概ね維持であるが、それは、多くの支部が「10%が限界」であるということと受け取れるのではないか。また、保険料率引き下げについては、国庫補助の減額による保険料率の持続性を損なう恐れや後期高齢者の自己負担額が今後の議論次第であることを考えると、現状では10%維持が賢明。
- 中長期的な考え方に一定の理解が得られ、支部に浸透しているという意見に賛同する。一方で、準備金の適正な水準を客観的に示すべきなどの意見についても傾聴すべきであり、適正な水準ということについて、議論を詰めることが大事であると思う。その際、適用拡大や健保組合の解散などのリスクを明確にして、準備金が必要であることを丁寧に説明することが大事である。
- 平成20年から約10年間で、事業主の社会保障費への負担は増大している。適用拡大等、負担が増える議論があることは承知しているが、これ以上の負担は、事業主も従業員も困難であることを認識いただき、少しでも負担が軽減できるように来年度の保険料率を議論いただきたい。
- 保険料率が上がるということは、医療費を使うからである。保険料率が高い支部を見ると、時間外受診が多い。そういうことを明らかにして是正しなければ適正化はできない。医療費としては微々たる効果かもしれないが、時間外受診の是正や薬剤の適正使用などに取り組まなければ、適正化は困難であると思う。

## 2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

- 激変緩和措置の解消について、特段の異論はなし。
- インセンティブ制度導入について、特段の異論はなし。

## 3. 保険料率の変更時期

- 令和2年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

### インセンティブ制度に係る検証の視点 <第100回全国健康保険協会運営委員会（R1.11.22開催）>

- 令和元年11月22日に開催した第100回全国健康保険協会運営委員会において、以下の3つの検証の視点に基づき議論を行い、運営委員から次ページのとおりご意見をいただいた。

#### 検証の視点①：評価割合

- 指標ごとの実績と伸び率の評価割合について、事業主及び加入者の行動変容を促す観点から、伸び率をより重点的に評価するよう見直す必要があるか。

#### 検証の視点②：指標の配点

- 現在の評価方法は、平均偏差値の50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の得点としランキング付けを行っているが、5つの指標の中で特に重点的に取り組む指標の配点を高くするなどの重み付けを行う必要があるか。

#### 検証の視点③：インセンティブ制度の導入による行動変容への影響

- 今年度を実施した理解度調査において、インセンティブ制度に係る設問項目を見直し、インセンティブ制度の導入による加入者の健康意識の変化を確認した。



### 運営委員の意見<第100回全国健康保険協会運営委員会（R1.11.22開催）>

- インセンティブ制度の評価指標については、開始したばかりであるため、指標の見直しは数年後に行うことが適当である。
- 理解度調査の結果では制度を知らないと答えている者が90%いるため、更なる周知が必要。
- インセンティブ制度を知れば、事業所も動くと思うので、更に広報を強化してほしい。
- インセンティブ制度は開始したばかりであるため、制度の安定性や評価の整合性を確認する意味でもしばらく静観することに賛成。
- ある程度年数が経ったとき、バラつきが小さくなってきた指標は重み付けを下げるなどの見直しはあると考える。
- インセンティブ制度の最大のネックはインセンティブ自体が小さいこと。制度を機能させるためには、保険料が上がる下がるだけでなく、健康経営に積極的に取り組んでいる企業を表彰すること等により、事業者にメリットが生まれることが重要。
- 国連が採択しているSDGsの3番目に「すべての人に健康と福祉を」というものもある。これから企業調査も進んでいく中で、そのトレンドに乗れるように、インセンティブ制度を企業PRの基盤として利用しない手はない。

### 令和2年度インセンティブ制度の評価指標について（案）

- 大筋のご意見としては、制度開始から間もなく、評価の妥当性の検証には十分な時間を要することから、当面は現状維持が望ましいとのご意見をいただいた。
- 一方、加入者の理解度が低いことから、更なる周知広報を推進すべきとのご意見もいただいた。
- このため、令和2年度のインセンティブ制度の指標は現状維持とし、引き続き検証を行っていくこととする。また、周知広報にも更に取り組んでいく。

### 《1》これまでの議論の経緯

- 平成29年12月19日の運営委員会における平成30年度保険料率の議論において、理事長より、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい」旨の考えが示されている。
- 令和2年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ運営委員会では議論が進められた。
- 運営委員会における意見では、加入者や事業主の負担を少しでも軽減すべきとの意見があったが、全体としては10%維持の意見であった。運営委員の主な意見は、令和元年12月20日の運営委員会に資料として提示。
- また、支部評議会においては、理事長の示した考えを基に意見書の提出なしが13支部。一方、意見書の提出があった支部では、平均保険料率10%維持の意見が21支部、引き下げるべきとの意見が2支部となっている。

### 《2》協会としての対応

#### 1. 平均保険料率について

- 令和2年度の平均保険料率については、10%を維持する。

#### 2. 激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入について

- 激変緩和措置については、現行の解消期限（令和元年度末）どおりに解消する。
- インセンティブ制度については、令和2年度保険料率より反映させる。

#### 3. 保険料率の変更時期について

- 令和2年4月納付分からとする。

## Ⅱ 協会けんぽの収支見込（医療分）《前年度の収支見込み（及び決算）との差について》

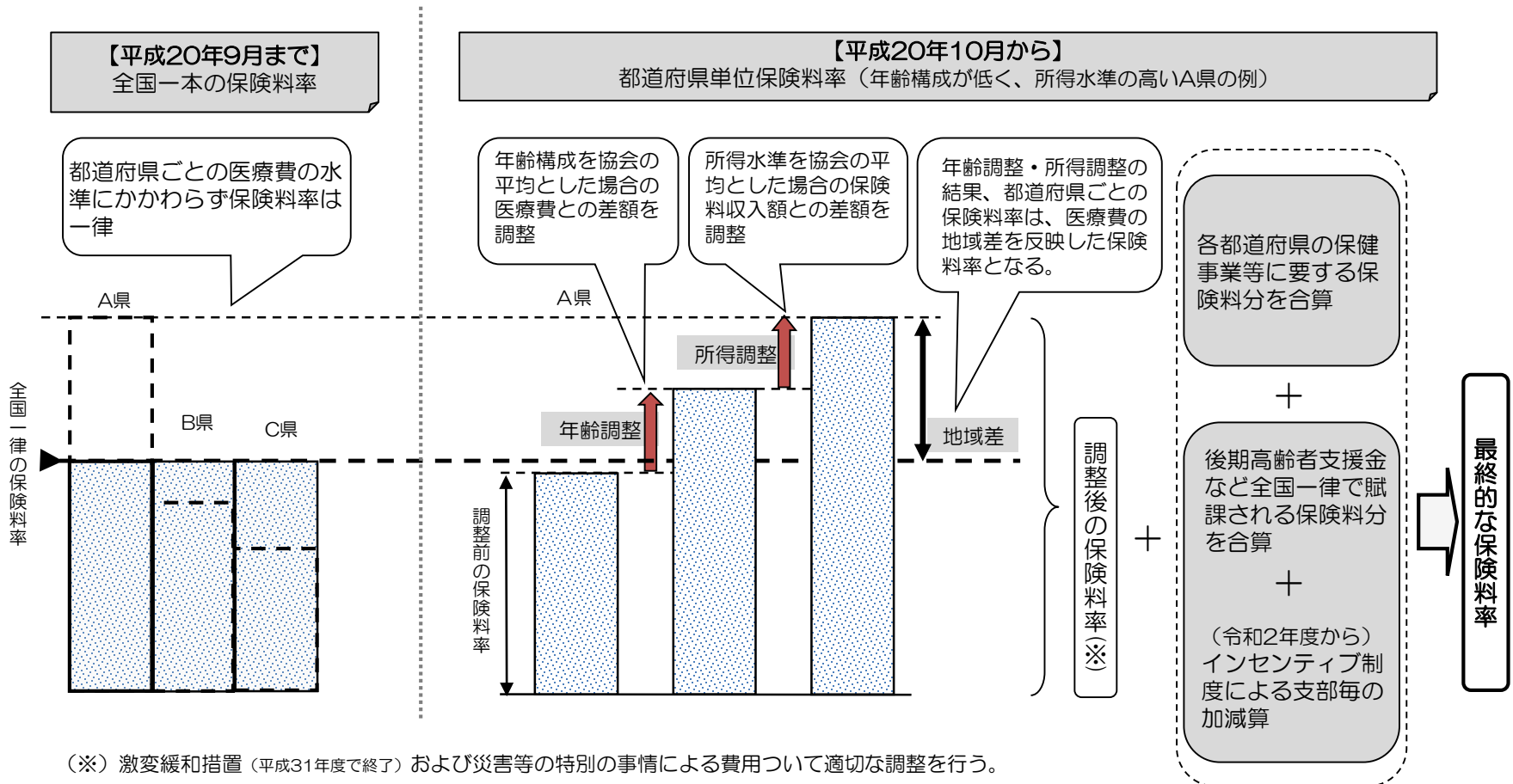
（単位：億円）

		H30年度	R1年度		R2年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R1年12月) (b)	R1-H30 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R1年12月) (c)	R2-R1 (c-b)	
収入	保険料収入	91,429	96,149	4,720	99,389	3,240	H24-R1年度保険料率： 10.00% R2年度保険料率： 10.00% R2年度減額国庫： 333
	国庫補助等	11,850	12,110	261	12,669	559	
	その他	182	619	437	290	▲ 329	
	計	103,461	108,879	5,417	112,348	3,469	
支出	保険給付費	60,016	63,912	3,897	67,261	3,349	○R2年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R2年度均衡保険料率： 9.45%
	前期高齢者納付金	15,268	15,246	▲ 22	15,307	62	
	後期高齢者支援金	19,516	20,999	1,483	21,040	41	
	退職者給付拠出金	208	2	▲ 206	1	▲ 1	
	病床転換支援金	0	0	0	0	0	
	その他	2,505	3,644	1,139	3,295	▲ 349	
	計	97,513	103,802	6,290	106,903	3,101	
単年度収支差		5,948	5,076	▲ 872	5,445	368	
準備金残高		28,521	33,597	5,076	39,042	5,445	

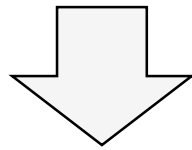
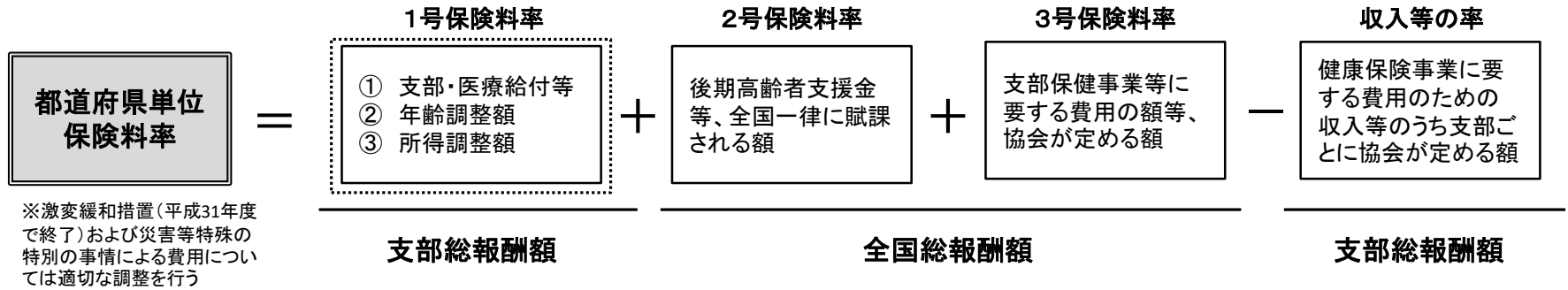
注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

### Ⅲ－１ 都道府県単位の保険料率の設定のイメージ

都道府県単位の保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。



## Ⅲ－２ 都道府県単位保険料率の算定方法（精算調整・インセンティブ制度の加減算 除く）



②年齢調整額とは

全国平均の年齢階級別の加入者1人当たりの給付費に、支部の年齢階級別の加入者数を乗じた額

－

全国平均の年齢階級別の加入者1人当たりの給付費に、支部の加入者の年齢構成が全国平均とした場合の年齢階級別の加入者数を乗じた額  
(＝全国平均の加入者1人当たり給付費に、支部加入者数を乗じた額)

【年齢構成の高い支部：年齢調整額が正の値 ⇒ 年齢調整額を控除 ⇒ 保険料率が下がる】

③所得調整額とは

全国平均の加入者1人当たり給付費に、支部の加入者数を乗じた額

－

全国の給付費の総計を支部ごとの総報酬額で按分した額

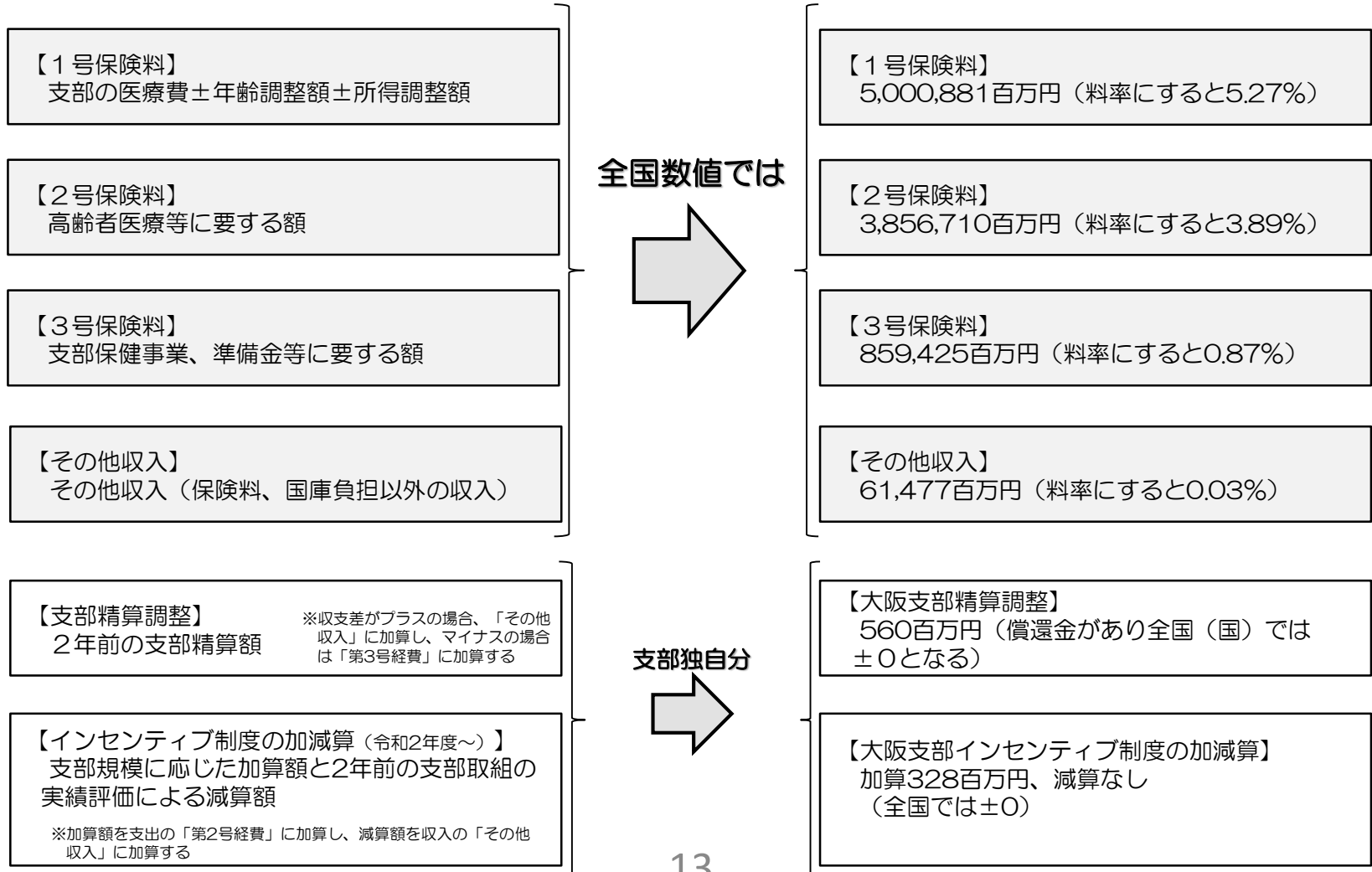
【総報酬額の低い支部：所得調整額が正の値 ⇒ 所得調整額を控除 ⇒ 保険料率が下がる】

(注)支部療養給付等から国庫補助相当分を控除して算定

### Ⅲ-3 都道府県単位の保険料率算定の概要

- 都道府県単位の保険料率は、以下の費用を勘案して算出する。
- 各種費用の総額は、政府予算案を基礎に、国庫補助相当分を除外して、各支部比率により算出する。

【令和2年度】



● 医療費に関する考え方について

給付等の内容	支部被保険者で負担 (1号)	総報酬按分(2号)
療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、 保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費	○	
傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金		○
高額療養費、高額介護合算療養費	○	
前期高齢者納付金、後期高齢者支援金		○

※ 上記の内容には、家族（被扶養者）に対する給付を含む。

● 特別の事情による費用の取扱について

特別の事情による各都道府県支部の医療費については、国民健康保険や後期高齢者医療制度における取扱い等を踏まえ、一定の基準により、全都道府県支部で等しく負担することとする。

《特別な事情》

- ① 災害による一部負担金の減免等がある場合  
当該減免額が当該支部の総報酬額の1万分の1を超える場合、その超える額を全支部で等しく負担  
(※省令135条の2第2項第1号)
- ② 原爆被爆者に係る医療費が多額である場合
- ③ 療養担当手当に係る額がある場合
- ④ その他特別の事情がある場合

● 激変緩和措置について

都道府県の単位料率が用いられることとなった際、いままでの全国一律からの移行にあたり急激な変更とならないよう、全国平均の保険料率と都道府県支部の料率の乖離幅を圧縮するための措置。

都道府県単位の保険料率の対象となるのは、1号保険料率のみであり、他は全国一律のため激変緩和措置の対象とはならない。

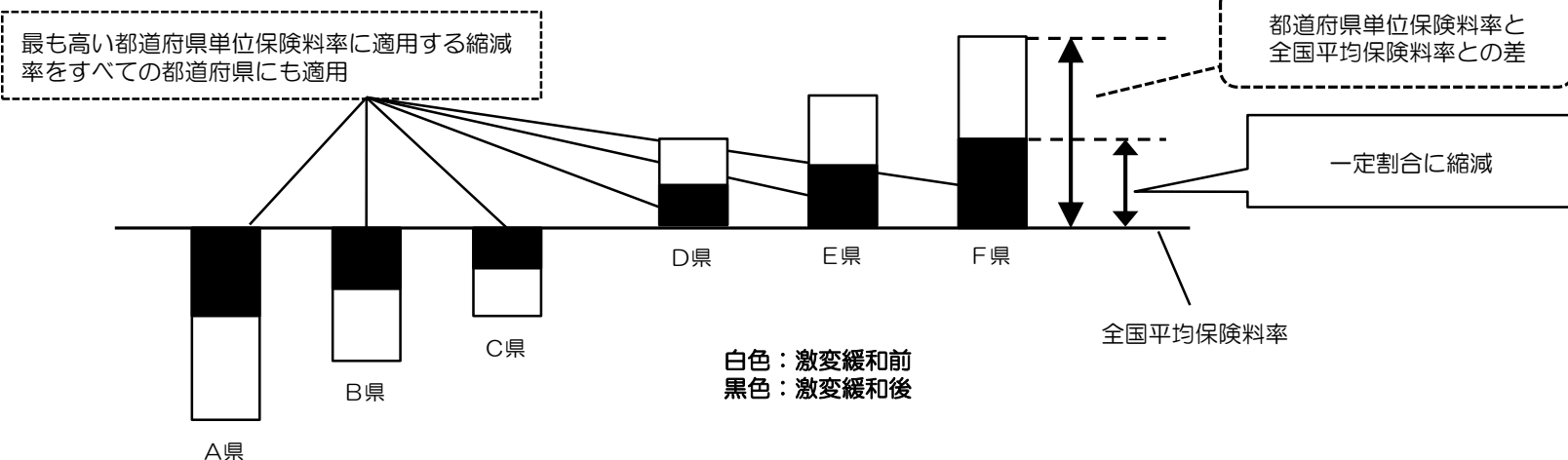
また、2年度前の精算分についても各支部の精算であることから、激変緩和の対象とはならない。

なお、激変緩和措置は平成31年度までの措置である。（徐々に本来の都道府県単位料率の姿に移行させる）

【激変緩和率の推移】

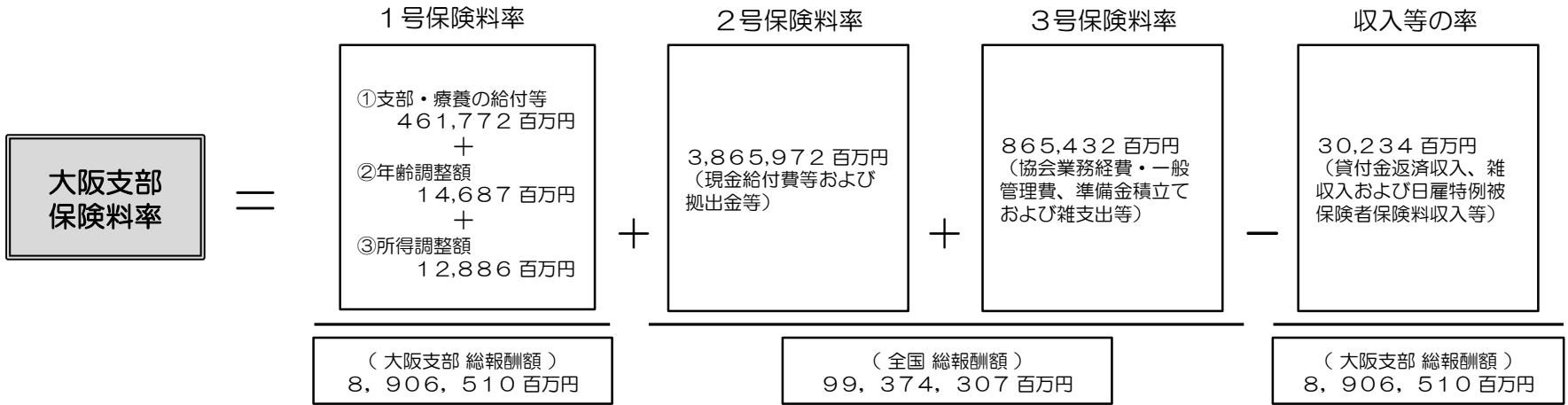
- 21年度 → 1.0/10
- 22年度 → 1.5/10
- 23年度 → 2.0/10
- 24年度 → 2.5/10
- 25・26年度 → 凍結
- 27年度 → 3.0/10 (5月納付分から)
- 28年度 → 4.4/10
- 29年度 → 5.8/10
- 30年度 → 7.2/10
- 31年度 → 8.6/10
- 令和2年度 → 10/10

激変緩和措置のイメージ図



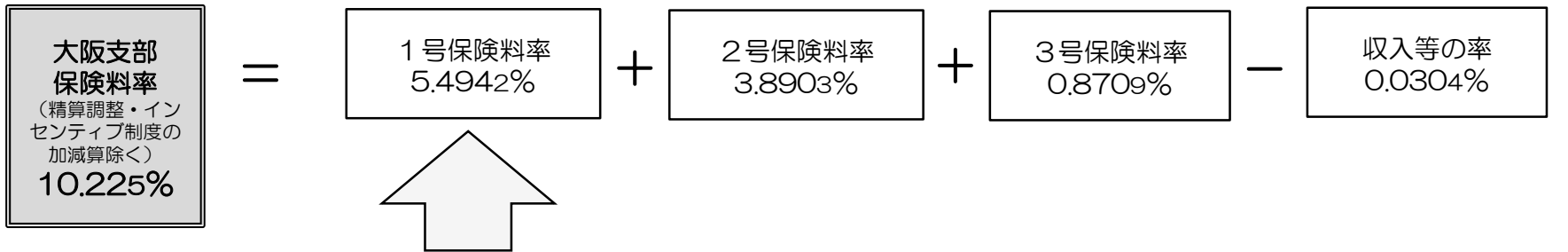


# IV-1 令和2年度大阪支部保険料率の基本的な算定方法（精算調整・インセンティブ制度の加減算 除く）

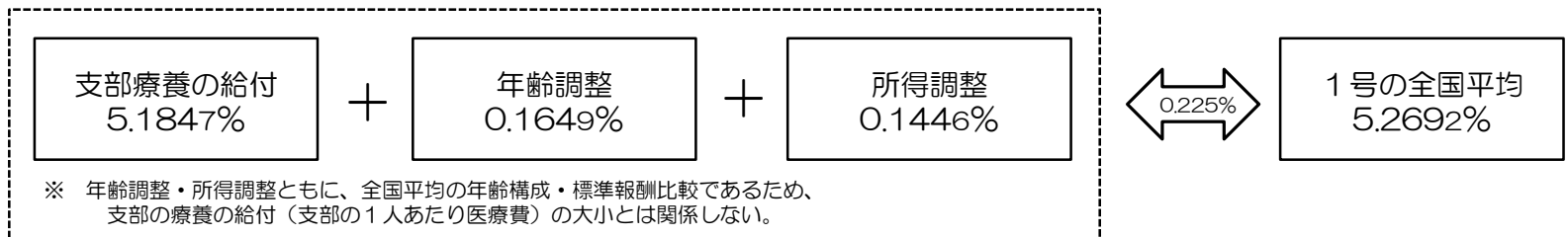


## 《料率に換算すると》

※ 保険料率を算出する際は計算の最終時点で四捨五入



### 《1号保険料率内訳》



《精算調整を反映させる》

大阪支部 保険料率 (精算調整・イン センティブ制度の 加減算除く) <b>10.225%</b>	-	平成30年度精算分 559 百万 / 支部総報酬額 0.0063%	=	大阪支部 保険料率 (インセンティブ 制度の加減算除 く) <b>10.218%</b>
------------------------------------------------------------------	---	-----------------------------------------	---	-------------------------------------------------------------

- 平成30年度精算分経費 : 559,515,898円  
 (※マイナスの場合は絶対値を加算する)

《さらに、インセンティブ制度の加減算を反映させる》

大阪支部 保険料率 (インセンティブ 制度の加減算除 く) <b>10.218%</b>	+	インセンティブ加算分 328 百万 / 支部総報酬額 0.0037%	-	インセンティブ制度減算分 0 百万 / 支部総報酬額 0.0000%	=	大阪支部 保険料率  <b>10.222%</b>
-------------------------------------------------------------	---	------------------------------------------	---	------------------------------------------	---	------------------------------------

●ちなみに、今年度と同じ激変緩和率(8.6/10)であれば・・・  
 1号保険料率が5.4627%となるため、  
 令和2年度の大阪支部保険料率も今年度と変わらず10.191%でした。

保険料率は、下3桁を  
 四捨五入して算出する

## V-1 介護保険の令和2年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和2年度は、令和元年度末に見込まれる不足分（467億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.79%（4月納付分から変更）とする。

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1.73%から令和2年4月以降に**1.79%**へ引き上げた場合の令和2年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕 2,597円（74,874円 → 77,471円）の負担増  
〔月額〕 192円（5,536円 → 5,728円）の負担増

（注1） 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.525月とした場合の負担を算出したものである。

（注2） 「年額」は令和元年度（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

## V-2 協会けんぽの収支見込み（介護分）



（単位：億円）

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収 入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率：1.57% R1年度保険料率：1.73% R2年度保険料率： <b>1.79%</b>
	国庫補助等	879	515	—	
	その他	—	—	—	
	計	9,543	10,606	10,905	
支 出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	納付金対前年度比 ⇒ ▲208
	その他	18	—	—	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲605	▲65	443	
準備金残高		▲403	▲467	▲25	

※) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## VI 令和2年度健康保険料率および介護保険料率の変更が及ぼす影響額について

○ 平均保険料率10%の場合、大阪支部における変化  
 ～標準報酬月額30万円の被保険者の場合～

健康保険料率	R1年度	10.19%	
	R2年度	10.22%	
	現在からの変化分	料率	+0.03%
金額		+90円	
(被保険者負担分)		+45円	
介護保険料率	R1年度	1.73%	
	R2年度	1.79%	
	現在からの変化分	料率	+0.06%
金額		+180円	
(被保険者負担分)		+90円	

※ 数値は、政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。

## Ⅶ 令和2年度保険料率改定に係る今後のスケジュール（予定）と実務上の手続き

12月20日 運営委員会（平均保険料率の方針決定）  
政府予算案（令和2年度）の閣議決定

1月9日 全国支部長会議

14日～20日 支部評議会の開催  
（都道府県単位保険料率の変更について意見を聴く）

< 21日 支部長から理事長への意見の申出 【提出の期限】 >

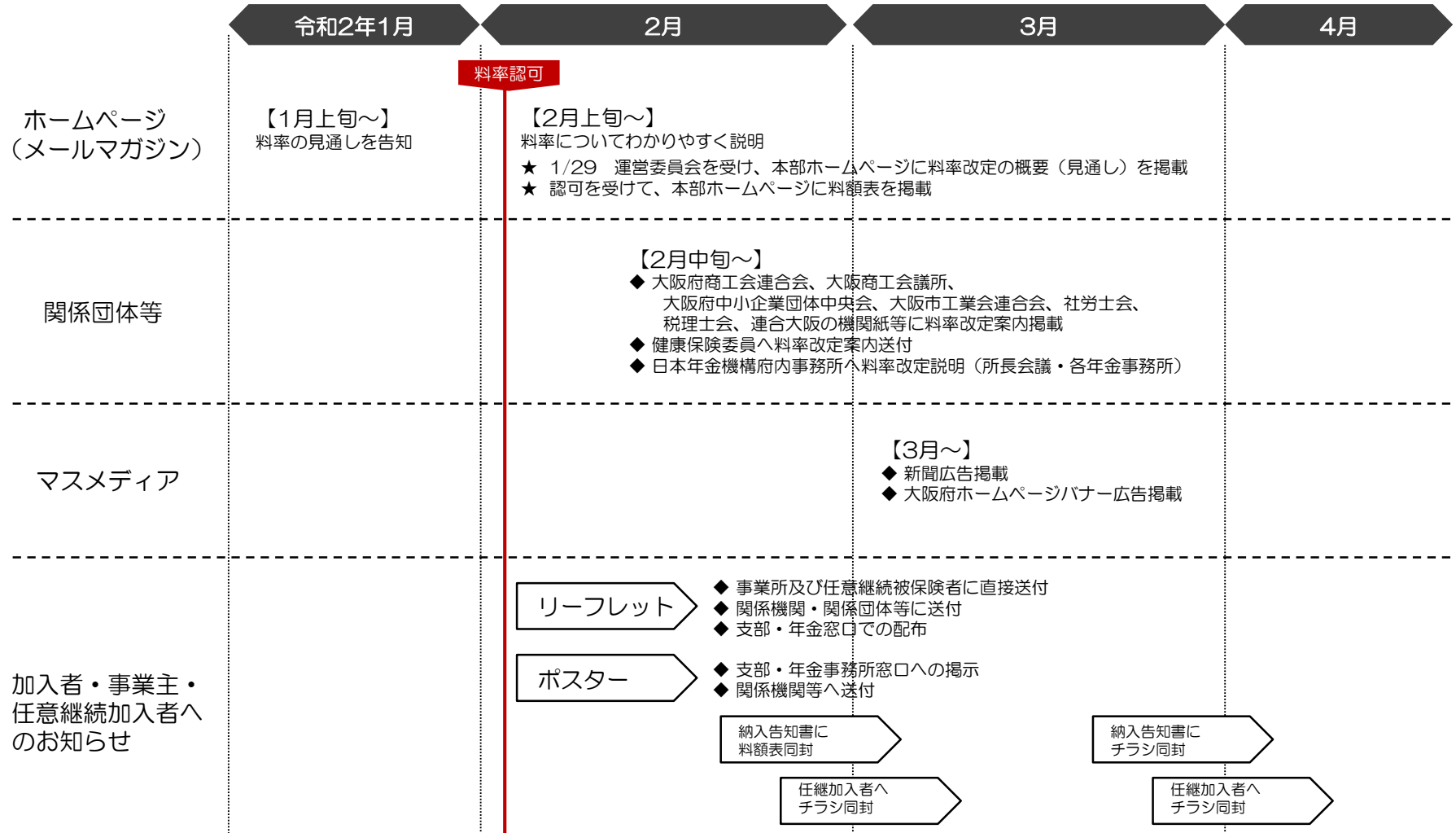
29日 運営委員会（都道府県単位保険料率の決定）  
料率変更について認可申請

### 健康保険法

#### 第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いたうえで、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

## Ⅷ 令和2年度保険料率改定に係る広報スケジュール

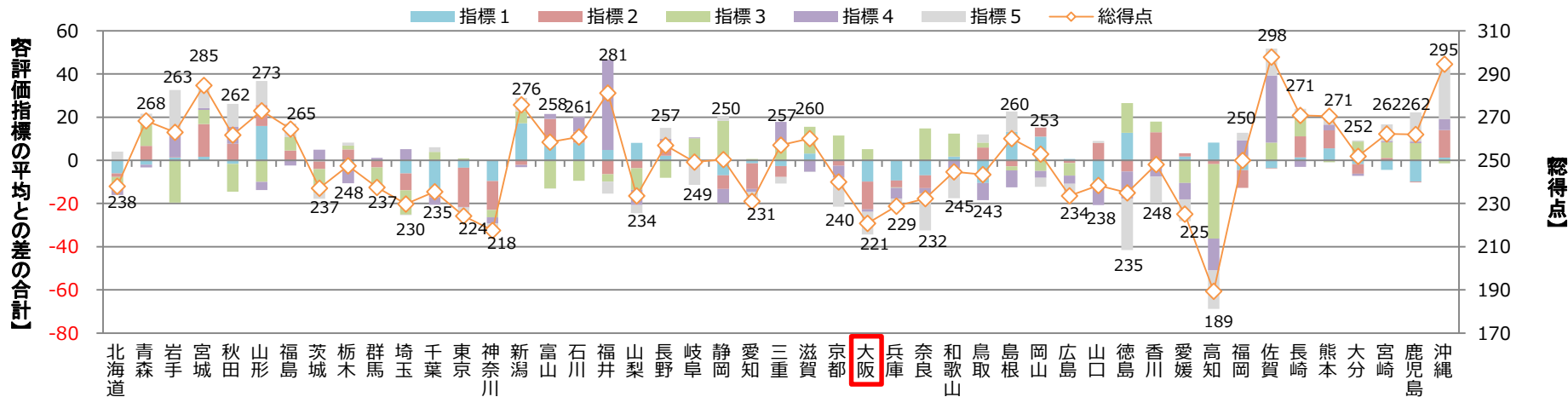


# インセンティブ制度に係る 平成30年度実績【確定値】について

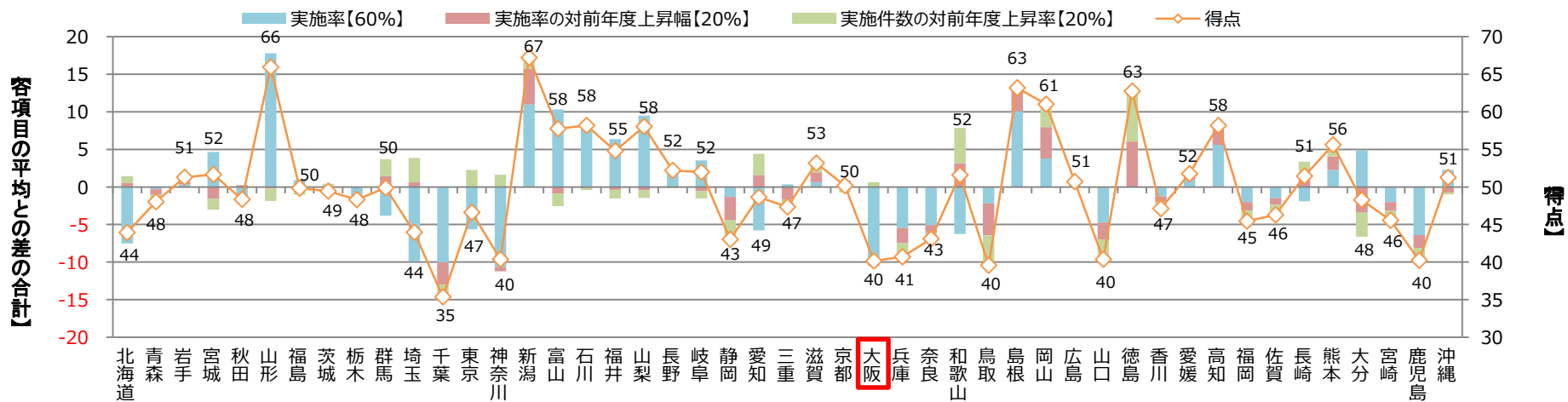


# 平成30年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

## 5つの評価指標の総得点及び 各評価指標の全国平均との差

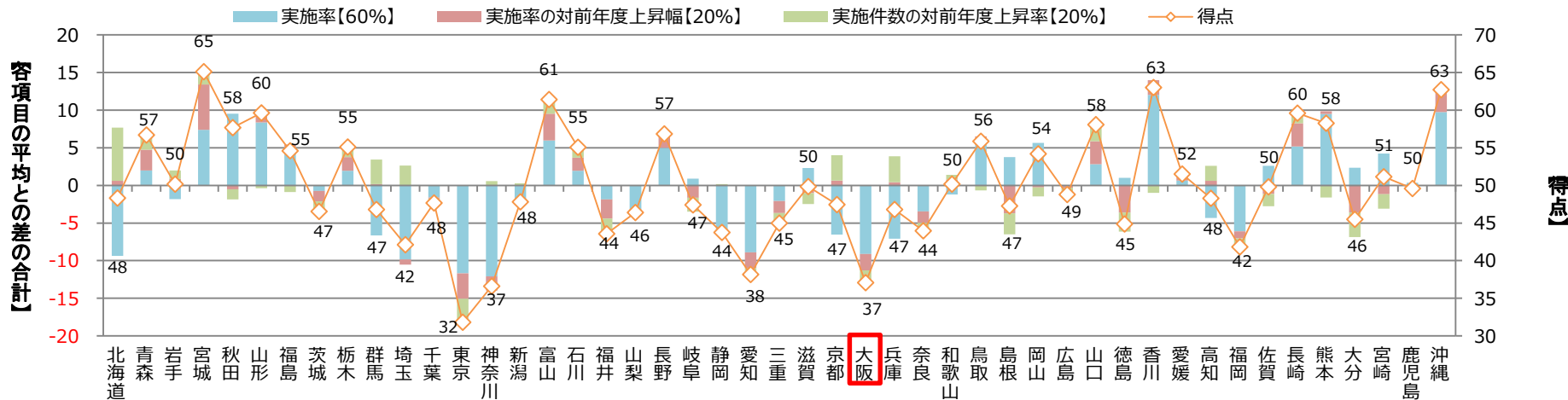


## 指標1. 特定健診等の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

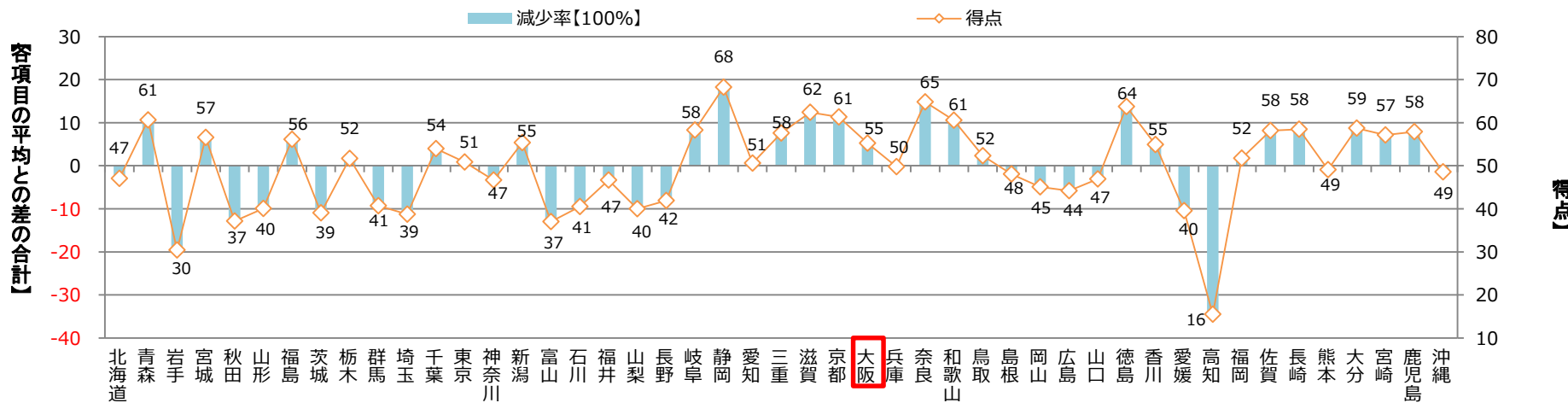


# 平成30年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

## 指標 2. 特定保健指導の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

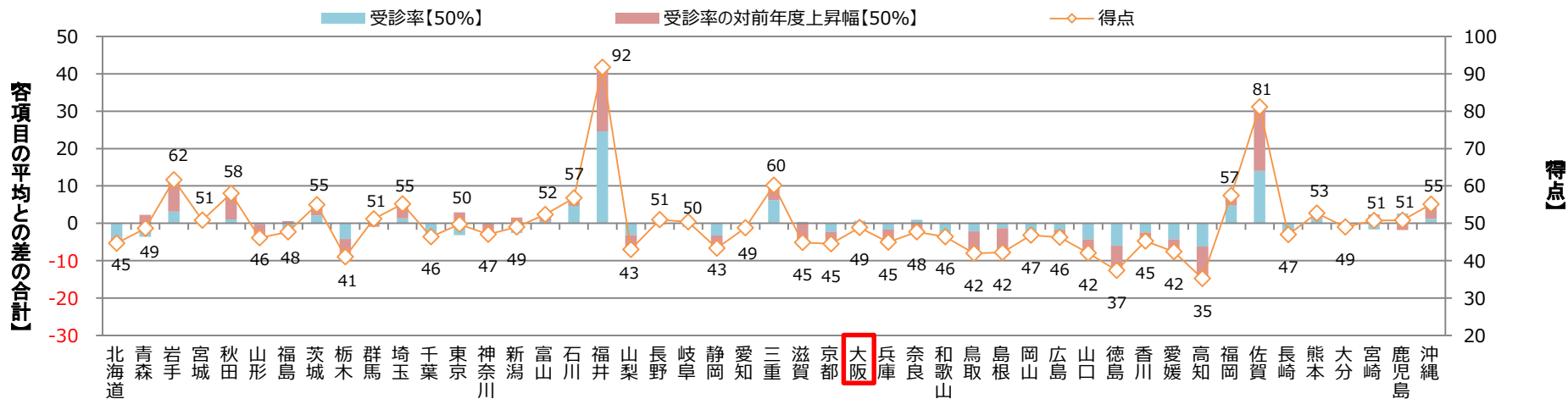


## 指標 3. 特定保健指導対象者の減少率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

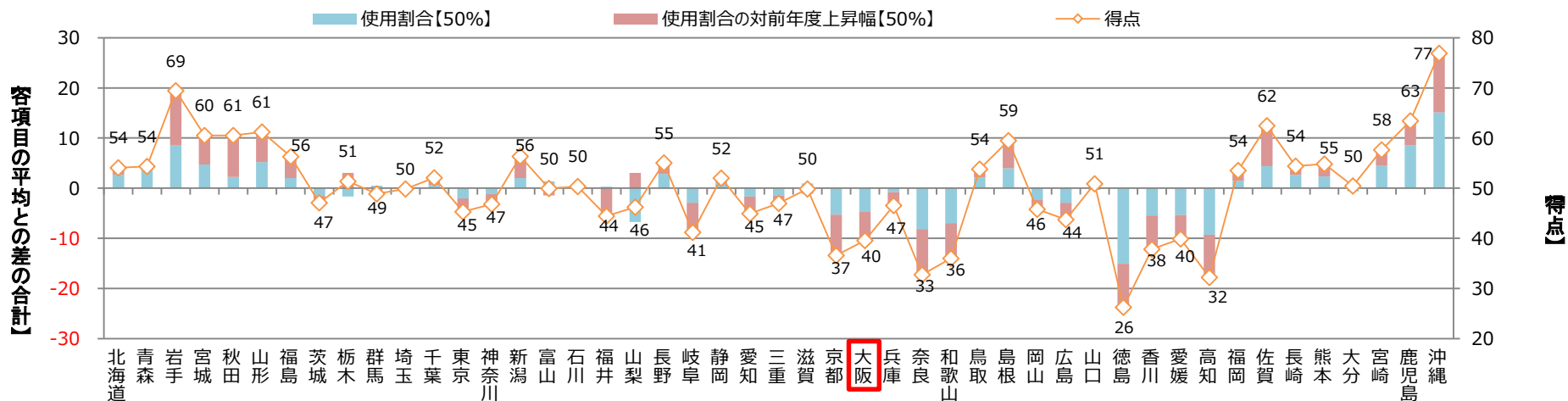


# 平成30年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

## 指標4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



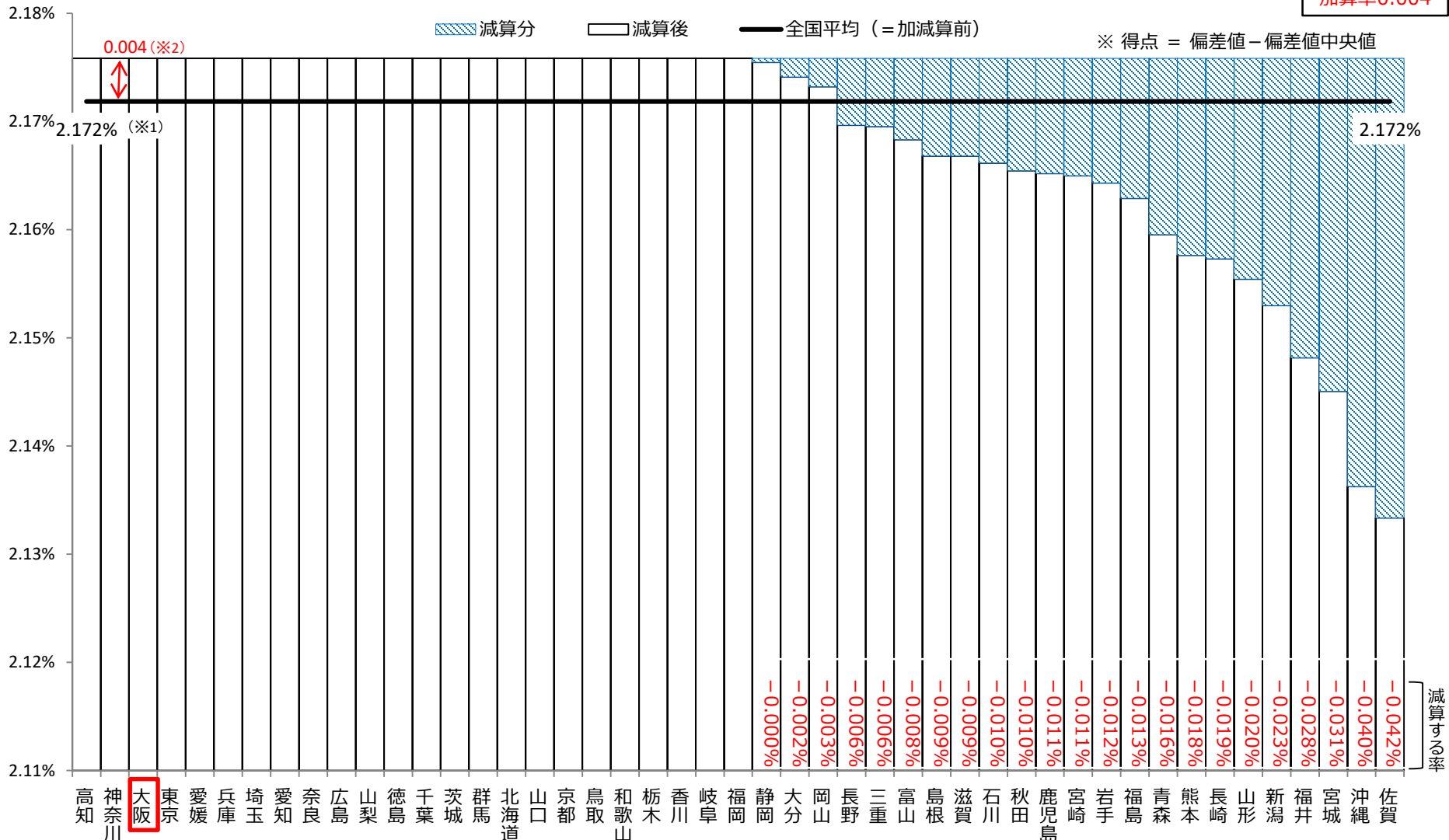
## 指標5. 後発医薬品の使用割合の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



# 平成30年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

【平成30年度（2018年度）実績評価 ⇒ 令和2年度（2020年度）保険料率へ反映した場合の試算】

加算率0.004



※1 2.172%とは、平成31年度の後期高齢者支援金に係る料率であり、本集計においては当該料率を使用している。  
 ※2 令和2年度（2020年度）保険料率に係るインセンティブの保険料率は、平成30年度（2018年度）総報酬額の実績に0.004%を乗じて令和2年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本集計においては、計算のためのデータがないため、0.004%としている。（詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。）

＜偏差値及び順位を表示＞平成30年度の実績（確定値）

支店名	①特定健診等の実施率		②特定保健指導の実施率		③特定保健指導対象者の減少率		④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率		⑤後発医薬品の使用割合		得点		支店名
	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	
北海道	43.9	38	48.3	25	47.1	30	44.7	37	54.1	16	238.0	32	北海道
青森	48.0	30	56.7	11	60.6	6	48.7	24	54.3	15	268.3	9	青森
岩手	51.3	19	50.2	19	30.4	46	61.6	3	69.4	2	263.0	11	岩手
宮城	51.6	16	65.1	1	56.6	15	50.8	16	60.5	7	284.7	3	宮城
秋田	48.4	27	57.7	9	37.1	44	58.0	5	60.5	6	261.7	14	秋田
山形	66.0	2	59.6	5	40.1	39	46.1	33	61.2	5	273.0	6	山形
福島	49.8	24	54.6	15	56.1	16	47.7	25	56.3	11	264.6	10	福島
茨城	49.5	25	46.5	34	39.1	42	55.0	10	47.1	29	237.1	34	茨城
栃木	48.3	28	55.1	13	51.7	23	41.0	45	51.4	21	247.5	27	栃木
群馬	49.9	23	46.8	32	40.7	37	51.2	13	48.9	28	237.5	33	群馬
埼玉	44.0	37	42.1	42	38.7	43	55.1	8	49.8	26	229.8	41	埼玉
千葉	35.4	47	47.7	28	53.9	20	46.4	31	52.1	19	235.4	35	千葉
東京	46.6	33	31.8	47	50.8	24	49.7	19	45.3	35	224.3	44	東京
神奈川	40.4	42	36.6	46	46.7	32	47.1	27	46.8	31	217.5	46	神奈川
新潟	67.2	1	47.8	27	55.4	17	49.0	21	56.3	10	275.7	5	新潟
富山	57.8	9	61.4	4	37.0	45	52.3	12	50.0	25	258.5	18	富山
石川	58.2	6	55.1	14	40.5	38	56.7	7	50.3	24	260.9	15	石川
福井	54.8	11	43.6	41	46.6	33	91.7	1	44.4	37	281.2	4	福井
山梨	58.0	8	46.4	35	40.0	40	43.0	40	46.2	33	233.6	37	山梨
長野	52.2	13	56.9	10	41.9	36	50.9	14	55.0	12	256.9	20	長野
岐阜	52.0	14	47.4	30	58.3	10	50.4	18	41.2	39	249.3	25	岐阜
静岡	43.0	40	43.8	40	68.3	1	43.3	39	52.0	20	250.4	23	静岡
愛知	48.6	26	38.2	44	50.6	25	48.7	23	44.9	36	231.1	40	愛知
三重	47.3	31	45.0	37	57.6	13	60.1	4	47.0	30	257.1	19	三重
滋賀	53.2	12	49.9	21	62.4	4	44.9	36	49.8	27	260.2	16	滋賀
京都	50.2	22	47.5	29	61.3	5	44.5	38	36.6	43	240.1	45	京都
大阪	40.1	45	37.1	45	55.2	18	48.9	22	39.6	41	220.9	45	大阪
兵庫	40.7	41	46.8	33	49.8	26	44.9	35	46.6	32	228.8	42	兵庫
奈良	43.1	39	44.0	39	64.8	2	47.7	26	32.7	45	232.3	39	奈良
和歌山	51.6	17	50.2	20	60.6	7	46.4	30	36.0	44	244.7	28	和歌山
鳥取	39.6	46	55.9	12	52.3	21	41.9	44	53.8	17	243.5	29	鳥取
島根	63.2	3	47.3	31	48.1	29	42.2	42	59.5	8	260.2	17	島根
岡山	61.0	5	54.2	16	45.1	34	46.8	29	45.8	34	252.9	21	岡山
広島	50.7	21	48.8	24	44.2	35	46.2	32	43.7	38	233.6	38	広島
山口	40.4	43	58.1	8	46.9	31	42.1	43	50.9	22	238.3	31	山口
徳島	62.8	4	44.9	38	63.7	3	37.4	46	26.3	47	235.0	36	徳島
香川	47.1	32	63.0	2	54.9	19	45.2	34	37.8	42	248.1	26	香川
愛媛	51.8	15	51.5	17	39.5	41	42.4	41	39.9	40	225.1	43	愛媛
高知	58.2	7	48.3	26	15.5	47	35.2	47	32.2	46	189.4	47	高知
福岡	45.5	36	41.8	43	51.8	22	57.4	6	53.5	18	250.0	24	福岡
佐賀	46.3	34	49.8	22	58.2	11	81.1	2	62.4	4	297.8	1	佐賀
長崎	51.4	18	59.6	6	58.5	9	46.9	28	54.4	14	270.9	7	長崎
熊本	55.6	10	58.3	7	49.1	27	52.7	11	54.8	13	270.5	8	熊本
大分	48.3	29	45.5	36	58.7	8	49.0	20	50.4	23	251.9	22	大分
宮崎	45.6	35	51.1	18	57.2	14	50.7	17	57.6	9	262.2	12	宮崎
鹿児島	40.2	44	49.6	23	57.9	12	50.8	15	63.4	3	262.0	13	鹿児島
沖縄	51.3	20	62.7	3	48.6	28	55.1	9	76.9	1	294.6	2	沖縄